

格付基準・指名基準・入札参加資格基準・発注標準一覧表（令和5年度）

■格付基準

業種	等級	総合点数
土木	A	1, 100点以上
	B	910点 ~ 1, 099点
	C	720点 ~ 909点
	D	719点以下
建築	A	985点以上
	B	630点 ~ 984点
	C	629点以下
舗装	A	1, 315点以上
	B	980点 ~ 1, 314点
	C	979点以下
電気	A	970点以上
	B	670点 ~ 969点
	C	669点以下
管	A	970点以上
	B	740点 ~ 969点
	C	739点以下
造園	A	930点以上
	B	690点 ~ 929点
	C	689点以下
水道管	A	1, 330点以上
	B	1, 010点 ~ 1, 329点
	C	1, 009点以下

■指名基準

金額区分	指名数
500万円未満	6者以上
500万円以上 1, 000万円未満	8者以上
1, 000万円以上 2, 000万円未満	9者以上
2, 000万円以上 5, 000万円未満	10者以上
5, 000万円以上	12者以上

■一般競争入札における入札参加資格基準

業種	金額区分		入札参加資格基準 (等級の条件)
	(税込)		
土木	5,000万円以上	1億円未満	A
	2,500万円以上	5,000万円未満	B
	2,000万円以上	2,500万円未満	C
建築	7,000万円以上	1億5,000万円未満	A
	2,000万円以上	7,000万円未満	B
舗装	3,000万円以上	8,000万円未満	B及び市外
	1,700万円以上	3,000万円未満	B
	1,000万円以上	1,700万円未満	B及びC
電気	2,000万円以上	8,000万円未満	A
	1,000万円以上	2,000万円未満	B
管	2,500万円以上	8,000万円未満	A
	1,000万円以上	2,500万円未満	B
造園	1,500万円以上	8,000万円未満	A
	1,000万円以上	1,500万円未満	B
水道管	2,500万円以上	8,000万円未満	A
	1,000万円以上	2,500万円未満	B

※1 土木、建築工事の1,000万円以上2,000万円未満については、指名競争入札としているが、条件付き一般競争入札によることもできる。

※2 舗装の1,000万円以上1,700万円未満は、「90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。

舗装の1,700万円以上8,000万円未満は、「この工事の施工に際して、自社名義又は長期リース（5年以上）しているアスファルトフィニッシャー（2.4～6.0m）、モーターグレーダー（2.8m級以上）を使用し、90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。（車両の種類及び規格については、案件により変更できる。）

■ 指名競争入札における発注標準

業種	金額区分 (税込)		指名業者数 (等級毎の指名数)
土木	1,000万円以上	2,000万円未満※	B4者以下－C5者以上
	500万円以上	1,000万円未満	C4者以下－D4者以上
		500万円未満	C3者以下－D3者以上
建築	1,000万円以上	2,000万円未満※	B7者以上－C2者以下
	500万円以上	1,000万円未満	B4者以下－C4者以上
		500万円未満	B3者以下－C3者以上
舗装		1,000万円未満	B3者以下－C3者以上
電気	500万円以上	1,000万円未満	B4者以上－C4者以下
		500万円未満	B3者以下－C3者以上
管	500万円以上	1,000万円未満	B4者以上－C4者以下
		500万円未満	B3者以下－C3者以上
造園	500万円以上	1,000万円未満	B4者以上－C4者以下
		500万円未満	B3者以下－C3者以上

※土木・建築工事の1,000万円以上2,000万円未満については、条件付き一般競争入札によることもできる。

■ 指名競争入札における発注標準の指名業者の等級及び指名数について

- (1) 「指名業者数（等級毎の指名数）」の等級の業者を指名する。ただし、地域の実情に応じて、各等級の指名業者割合は変更できる。
- (2) 「指名業者数（等級毎の指名数）」の指名数は、原則として、「指名数1」を適用する。ただし、地域の実情に応じて、「指名数2」を適用できる。

金額区分	指名業者数（等級毎の指名数）	
	指名数1	指名数2
1,000万円以上 2,000万円未満	9者以上	7者以上
500万円以上 1,000万円未満	8者以上 (舗装は6者以上)	6者以上 (舗装は5者以上)
500万円未満	6者以上	4者以上

■下水道管渠（汚水）工事及び水道管工事の指名競争入札における発注標準について

下水道管渠（汚水）工事（農業集落排水事業を含む）及び水道管工事の指名競争入札における発注標準については、次のとおりとする。

【下水道管渠（汚水）工事】

業種	金額区分 (税込)	指名業者数 (等級毎の指名数)
土木	1,000万円以上 2,000万円未満	C9者以上
	500万円以上 1,000万円未満	D8者以上
	500万円未満	D6者以上

【水道管工事】

業種	金額区分 (税込)	指名業者数 (等級毎の指名数)
水道管	500万円以上 1,000万円未満	B4者以下－C4者以上
	500万円未満	C6者以上